

地方独立行政法人の中期目標及び中期計画について

	中期目標	中期計画
制度上の位置付け	法人が達成すべき業務運営に関する目標として、知事が定め法人に指示するもの。 〔法 25 条 〕	中期目標を達成するための計画として、法人が作成し知事の認可を受けるもの。 〔法 26 条 〕
記載事項	中期目標の期間 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 業務運営の改善及び効率化に関する事項 財務内容の改善に関する事項 その他業務運営に関する重要事項 〔法 25 条 〕	住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 予算（人件費の見積を含む）、収支計画及び資金計画 短期借入金の限度額 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 剰余金の使途 その他県の規則で定める業務運営に関する事項 〔法 26 条 〕
作成プロセス	評価委員会の意見を聴くとともに議会に議決を経る。 〔法 25 条 〕	評価委員会の意見を聴く。 〔法 26 条 〕
評価委員会との関わり	中期目標期間の終了時に、評価委員会は、中期目標の達成状況について評価を行う。 法人の業務の実績を評価する際の基準という側面を有する。 〔法 30 条 〕	

注：表中「法人」とは地方独立行政法人を、「法」とは地方独立行政法人法を指す。